

令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、いばらき高品質メロン創出事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 当要項による補助金交付の対象となる経費並びに補助率等は別紙に掲げるとおりとする。なお、消費税相当額は補助対象経費に含まないものとし、交付する補助額は、対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。なお、補助上限額は1受益者あたり30万円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成して農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、所長が別に定める。

(補助金の交付の決定)

第4条 所長は、交付申請の内容について十分審査を行うとともに、内容が適正と認められるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。なお、交付決定を行った場合は、その写しに様式第1号及び別添を添えて知事に提出するものとする。

2 やむを得ない事情により、補助金交付決定前に事業を着工する必要がある場合には、事前着工届（様式第3号）を所長に提出するものとする。なお、事前の着工は、補助金の内示後に限るものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定のあった日から10日以内とする。

(事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の事業内容の重要な変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第4号）を作成して所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所長は、補助事業者から提出された事業内容の変更について十分審査を行うとともに、事業内容の変更が適正と認められるときは、変更を承認（様式第5号）するものとし、その写しを知事に提出するものとする。

（補助事業の中止等）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により所長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して所長に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第8条 補助金は、事業完了後に交付するものとする。ただし、所長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 概算払は、交付決定した金額の90パーセントを限度とする。ただし、所長が交付決定金額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、実績報告書提出の際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（事業実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を所長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 次に掲げる場合には、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体がいばらき高品質メロン創出事業実施要領(以下、「実施要領」という。)に定める要件を満たさないことが判明した場合。
 - (2) 実施要領に定める報告に虚偽があった場合。
 - (3) 事業実施主体が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (4) 補助事業者が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合。
- 2 所長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 所長は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、知事の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令(昭和63年政令第360号)第71条に規定する期間とする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者若しくは事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 前項の財産のうち1件当たりの取得価格 50 万円以上の機械及び器具については、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)において所長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業(平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じた取扱いを行うものとする。
- 3 前項に定める期間において、所長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 4 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式の財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。

(立入検査)

第 14 条 所長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に事情を聞くことができる。

付則

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

別紙 補助対象経費等

作物類	補助対象経費	補助率	重要な変更	
			経費の区分の変更	事業内容の変更
メロン類	・対象品目のハウスへの環境測定器の導入に要する経費 ・環境測定器の稼働に必要な機器類の導入に要する経費	補助事業費の2分の1以内 ※補助上限額は1受益者あたり30万円とする	補助対象経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付申請書

標記事業を下記の通り実施したいので、令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項
第 3 条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

別添のとおり

様式第 1 号 別添

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施 主体名	対象 品目名	受益 面積	受益農 家戸数	事業の内容	事業量 (台数、面積等)
		ha	戸		
合 計					

3 経費の配分及び負担区分

総事業費 (A+B)	補助率	負 担 区 分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
円		円	円	
合 計				

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

（２）支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
		増	減	
円	円	円	円	
合 計				

6 添付書類

（１）見積書（３社）

（２）その他必要と認められるもの

7 補助金の受領方法（下記のいずれかに○印を付すること）

- ・ 直接払
- ・ 隔地払
- ・ 口座振込払

振込先銀行	銀行	支店
(フリガナ) 口座名義		
口座種別・口座番号	1 普通 2 当座 NO.	

番 号
令和 年 月 日

事業実施主体の長 殿

茨城県〇〇農林事務所長

令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業について、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項（以下「補助金交付要項」という。）に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に係る補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に係る補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業実施主体名	補助金交付決定額
	円
合 計	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。

4 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）、いばらき高品質メロン創出事業実施要領、令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項に定めるところに従わなければならない。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して 5 カ年間整備保管しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 前号の財産のうち 1 件当たりの取得価格 50 万円以上の財産について、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）においては、所長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成 20 年 5 月 23 日付 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- (5) 前号に定める期間において、所長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式の財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。

様式第3号（第4条第2項関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

事前着工届

下記の事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので、令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項第4条第2項の規定により、届出します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 事業の施行場所
- 3 事業内容
- 4 発注先
- 5 工期
着工予定年月日
竣工予定年月日
- 6 事業費（内訳：県補助予定額、自己資金その他）
- 7 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- （1）当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- （2）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- （3）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

様式第 4 号（第 6 条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項第 6 条の規定により承認されたく申請します。

記

注) 1 記の記載様式は、様式第 1 号の別添に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金交付決定通知書により通知された事業の内容、経費の配分及び収支予算と変更後の事業の内容、経費の配分及び収支予算とを安易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更のあったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額（減額）する場合は、件名の「事業変更承認申請書」を「事業の変更及び追加交付（減額）申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和 7 年いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項第 6 条の規定により承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費交付要項により、補助金〇〇〇円を追加交付（減額）されたく申請します。」とする。

番 号
令和 年 月 日

事業実施主体の長 殿

茨城県〇〇農林事務所長

令和7年度いばらき高品質メロン創出事業変更の承認について

令和 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった事業について、事業内容の変更が適当と認められるので、令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項第6条第2項の規定に基づき承認します。

記

1 事業実施主体名

2 変更内容

3 補助金交付決定額

変 更 前 :	円
変 更 後 :	円
増 減 :	円

注1）補助金の額が増額（減額）する場合は、件名の「事業変更の承認について」を「事業の変更及び追加交付（減額）決定通知書」とし、本文中の「変更承認申請のあった標記事業について、事業内容の変更が適当と認められるので、令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項第6条の2の規定に基づき承認します。」を「事業の変更及び追加交付（減額）申請のあった標記事業について、令和7年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項により、補助金〇〇〇円を追加交付（減額）決定します。」とする。

番 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金要項第 8 条第 3 項の規定に基づき、補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1 概算払いの理由

2 内訳

事業実施 主体名	補助金交付決定額		概算払請求額		残 額		事業完了 予定年月 日	備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	%	円	%	円	%		
合 計								

（注）補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

3 補助金の受領方法（下記のいずれかに○印を付すること）

- ・直接払
- ・隔地払
- ・口座振込払

振込先銀行	銀行	支店
(フリガナ) 口 座 名 義		
口座種別・口座番号	1 普通 2 当座 NO.	

（注） 交付申請書に記載した振込先と同じ場合は、記入を要しない。

様式第 7 号（第 9 条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金交付要項第 9 条の規定によりその実績を報告します。

注 1）様式第 1 号別添により実績を報告すること。

番 号
令和 年 月 日

事業実施主体の長 殿

茨城県〇〇農林事務所長

令和 7 年度いばらき高品質メロン創出事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業について、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付する額を確定したので通知する。

記

事業実施主体名	補助金交付確定額
	円
合 計	円

別記様式

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名				地区	事業実施年度		年度	補助金名							
	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	施設箇所 又は 設置場所	事業費	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								県補助金	市町村費	その他					
							円	円	円	円					
	小計														
	小計														
	合計														

- (注) (1) 処分期限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
(2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
(3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
(4) この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。